

「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」の改定について

1 子どもスマイルプランの位置づけ、計画の改定について

平成 26 年度に策定した県の少子化対策計画「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」(以下、「現プラン」という。)は、平成 24 年度からおおむね 10 年先を見据えた県の戦略計画「みえ県民力ビジョン」の基本理念である「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」をふまえて策定しており、取組項目の一部が重複するとともに相互に関連する以下(1)～(3)の計画と一体化した計画です。

現プランでは、おおむね 10 年先の「めざすべき社会像」を設定し、計画期間を平成 27 年度から 31 年度(令和元年度)までとしていることから、今回、令和 2 年度からに向けて現プランを改定します。

改定作業にあたっては、今年度に次期計画を策定する「みえ県民力ビジョン・行動計画」や現プランと一体化した計画である下記(1)～(3)の計画のほか、関連する(4)～(6)の計画と連携して進めていきます。

- (1) 三重県次世代育成支援行動計画(関係法等(以下、同じ):次世代育成支援対策推進法)
- (2) 三重県子ども・子育て支援事業支援計画(子ども・子育て支援法)
- (3) 三重県ひとり親家庭等自立促進計画(母子及び父子並びに寡婦福祉法)
- (4) 三重県子どもの貧困対策計画(子どもの貧困対策の推進に関する法律)

次期プランでは上記(1)～(3)と同様、プランと一体化した計画と位置付ける予定です。

- (5) 三重県社会的養育推進計画(児童福祉法)

現「三重県家庭的養護推進計画」を全面的に見直し、「三重県社会的養育推進計画」を策定します。

- (6) 健やか親子いきいきプランみえ(母子保健計画)

今年度が 10 年計画の中間年(5 年目)にあたることから、これまでの取組を踏まえて中間評価を行います。

2 めざすべき社会像

現プランでは、「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」をおおむね 10 年先のめざすべき社会像として設定し、取組を進めています。

結婚や妊娠、出産などについては、個人の考え方や価値観が尊重されることが大前提であり、誰かに強制されるものではありませんが、毎年度実施している「みえ県民意識調査」によると、「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、子どもが豊かに育っている」と実感している割合は、過年度からやや増加しているものの、50%を下回っている状況です*。

※第 7 回みえ県民意識調査<調査期間 H30. 1~2 月> ()内は前回差

設問「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、子どもが豊かに育っていると感じますか」について「実感している層」の割合(「感じる」と「どちらかといえば感じる」の合計) 46.6% (+0.9)

そのため、「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、子どもが豊かに育っている」実感が十分でない現状を鑑み、現プランにおいて平成 27 年度からおおむね 10 年先の「めざすべき社会像」として「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」を改定後の子どもスマイルプランでも継続したいと考えています。

3 計画期間

現プランは平成 27 年 4 月におおむね 10 年先のめざすべき社会像を設定し、5 年間の計画期間で取組を進めてきたもので、次期プランはその後期計画にあたること、また関連する下記計画が各法律で 5 年を一期とすると定められていることから、計画期間は令和 2 年度（2020 年度）から令和 6 年度（2024 年度）までの 5 年間としたいと考えています。

- ・三重県次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法）
- ・三重県子ども・子育て支援事業支援計画（子ども・子育て支援法）

4 総合目標

現プランにおいては、めざすべき社会像をふまえ、計画全体を包含する数値目標として 2 つの「総合目標」を設定しています。

また、さまざまな課題のうち、解決を図る必要性と優先度が高く、中長期的な展望のもとに、5 年間で集中的に取り組む内容を「重点的な取組」として位置付けた上で、取組の進行管理を行うための数値目標として「重点目標」を設定しています。

○現プランの総合目標

総合目標①

県の合計特殊出生率（平成 25 年 1.49）を、おおむね 10 年後を目途に、県民の結婚や出産の希望がかなった場合の水準（希望出生率[※]）である 1.8 台に引き上げる。

- ・計画のめざすべき社会像「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかなう」に着目

※ここでは、県民の結婚や出産の希望がかなったと仮定した場合に想定される合計特殊出生率の水準を指す。

総合目標②

「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合[※]」（平成 25 年度 56.0%）を、平成 36 年度に 67.0%まで引き上げる。

- ・計画のめざすべき社会像「すべての子どもが豊かに育つ」に着目

※みえ県民カビジョンにおいて政策分野「子どもの育ちと子育て」に設定した幸福実感指標。現状値は第 3 回みえ県民意識調査（平成 26 年 1 月実施）の結果に基づくもので、目標値は 1 年あたり 1 ポイントの上昇が継続した場合に到達する水準

総合目標①について、三重県における合計特殊出生率は平成 27 年に平成 25 年と比較して上がったものの、その後平成 28 年、29 年と減少し、平成 29 年は平成 25 年と同じ 1.49 で、目標値である 1.8 台とは大きな乖離があります。

少子化対策の目標としては、「出生率」（その年次の人口千人当たりの出生数の割合）も考えられますが、出生率はこれまでの自然減や人口移動に伴う社会減による年齢構成（人口ピラミッド）の影響も大きいため、めざすべき社会像「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかなう」をふまえると、引き続き一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数である「合計特殊出生率」が目標としてふさわしいと考えています。

総合目標②について、「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」は減少傾向にあり、目標値と乖離があります。

属性別に見ると、「女性」より「男性」、「専業主婦等」より「正規職員」、「有配偶」より「未婚」、「複数世代世帯」より「単独世帯」のほうが「元気に育っていると実感している」割合が低くなっており、子どもと接する機会の多寡が県民の意識に影響していることが考えられます。

県ではこれまで地域社会全体で子どもを育てる機運の醸成を図るために、子どもの権利について学ぶ機会の提供、子どもが意見表明する機会の設定、子どもが主体的に取り組むさまざまな活動の支援、子どもの育ちを支える人材育成・環境整備などを行ってきましたが、目標に達していないことから、引き続き「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」を目標としたいと考えています。

5 計画改定の方向性

①計画推進の原則

現プランでは「めざすべき社会像」の実現に向け、三重県子ども条例の基本理念や個人の価値観等を尊重するとともに、「家族」のあり方が多様化していること等をふまえ、5つの前提や約束事を「計画推進の原則」として掲げています。

- 子どもの最善の利益を尊重する
- 「家族」*形成は当事者の判断が最優先される
- 人や企業、地域社会の意識を変える
- 「家族」の特性に応じてきめ細かに支援する
- 子どもの育ち、子育て家庭を地域社会で支える

※現プランでは、「家族」について、そのあり方が多様化していることから、社会的養護なども含めて幅広く「家族」をとらえています。

6 今後のスケジュール 資料2-3参照

子どもスマイルプランの改定にあたっては、三重県少子化対策推進県民会議及び同計画推進部会において、計画内容についてご議論いただき、その内容を適宜、県議会や市町に説明し、意見等をいただきたいと思います。

令和元年5月	第1回少子化対策推進県民会議	計画推進部会
夏	第2回少子化対策推進県民会議	計画推進部会
	第1回少子化対策推進県民会議	
	【検討事項】骨子案について	
10月	県議会 常任委員会（骨子案）	
秋～冬	第3回少子化対策推進県民会議	計画推進部会
	第2回少子化対策推進県民会議	
	【検討事項】中間案について	
12月	県議会 常任委員会（中間案）	
	パブリックコメントの実施	
令和2年1～3月	第4回少子化対策推進県民会議	計画推進部会
	【検討事項】最終案について	
3月	県議会 常任委員会（最終案）	
	計画の改定	